

尾張旭市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

1 趣旨

この方針は、木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源のかん養その他の多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献すること等にかんがみ、建築物等における木材の利用を促進するため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、国及び愛知県が定めた方針に即して、尾張旭市の建築物等における木材の利用促進のための施策に関する基本的事項、市が整備する公共建築物における木材の利用に関する目標のほか、木材の利用の促進に関し必要な事項を定める。

2 目的

市内の建築物等への木材利用の促進を通じ、市民に健康的でぬくもりのある快適な空間を提供するとともに、木材需要の拡大による森林の適正な整備及び保全、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現等に資することを目的とする。

3 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

(1) 木造・木質化の推進

市は、県、市、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、その他事業者及び市民が一体となって、県産木材をはじめとする木材の利用が市内全域に広がることを目指し、建築物等において木造・木質化を促進する。

(2) 木材利用の普及啓発

市は、木材の利用について広く市民の関心と理解を深めるため、木材利用促進の日（10月8日）及び木材利用促進月間（10月）を中心に、木材利用の意義やその効果について積極的に市民へ普及啓発を行う。

(3) 建築物木材利用促進協定制度の活用

ア 建築物木材利用促進協定制度の周知

市は、建築物における木材利用の取組が進展するよう、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の積極的な周知に努める。

イ 建築物木材利用促進協定の締結

市は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法及び本方針に照らして適当なものであるかを確認の上、締結する。

ウ 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

市は、建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等を公表する。さらに、協定の取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組状況を情報発信する。

4 公共建築物における木材の利用に関する目標

(1) 木造化の推進

今後、市が新たに整備する公共建築物については、原則として木造化を図る。その際、木造と非木造の混構造（部分単位の木造化を含む）の採用も積極的に検討する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすることまたは主要構造部を耐火構造とすることが求められている建築物（将来において木材の耐火性能に関する技術開発の推進等を踏まえ、木造化が可能と判断される場合を除く。）

イ 用途、安全性、維持管理等により木造化が困難と認められるもの

ウ コストや技術の面で木造化が困難であるもの、木造化になじまないもの

(2) 木質化の推進

今後、市が新たに整備する公共建築物の構造が木造、非木造にかかわらず、多くの市民等の目に触れる箇所は内装等の木質化を積極的に進める。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

ア 建築基準法その他の法令の規定等により木材の利用ができない場合

イ 用途、安全性、維持管理等により木質化が困難と認められるもの

(3) 利用する木材の産地

木造化・木質化を推進するにあたって利用する木材は原則として国産木材を利用するものとする。なお、愛知県産材が利用できる場合は、優先的に愛知県産材を利用することに努めるものとする。

(4) 公共施設に係る工作物

市が整備する公共施設に係る工作物については、木材の利用に努める。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

ア 建築基準法その他の法令の規定等により木材の利用ができない場合

イ 用途、安全性、維持管理等により木材の利用が困難と認められるもの

(5) 備品及び消耗品

市が利用する備品及び消耗品については、木材を原材料としたものを導入するように努める。

5 木材の利用の促進に必要な事項

(1) 県・関係団体等との連携

市は、市以外の者が整備する建築物においても積極的に木材が利用されるよう、県や林業・木材産業団体、建築関係団体及び大学等と連携し、木材の利用の促進を幅広く呼びかける。

(2) 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備においては、広く市民の利用に供される公共の場で木材を利用することの効用を十分に理解し、市民に好印象を与えるような木材の使い方に心がけるとともに、次の事項に留意する。

ア 設計上の工夫により、維持管理コストの低減を図るものとし、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含む、ライフサイクルコストについても十分留意すること。

イ 備品や消耗品の購入については、購入コスト、木材の利用の意義や効果を総合的に判断すること。

ウ 法第2条第2項各号に掲げる建築物のうち市が整備するもの以外のものについて、木造・木質化が進められるように働きかけること。

附 則

この方針は、平成26年3月10日から施行する。

この方針は、令和5年2月14日から施行する。